

総行管第162号  
平成25年4月10日

各都道府県知事

殿

各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の  
一部を改正する法律の施行について

第183回国会において成立した「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）は、平成25年法律第9号をもって本日公布、施行されました。

今回の改正は、下記のとおり、最近における公務員給与の改定、物価の変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、関係基準額に所要の改正を行うものです。

改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号。以下「新法」という。）により算定される選挙執行経費の基準額は、通常の場合において国が負担する限度額となるものですので、各選挙管理委員会においては、事務の合理化に努め、その範囲内の経費で選挙の管理執行を行うよう特段の御配慮をお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会にもこの旨通知するとともに、その運用に遺漏のないよう格別の御配慮をお願いします。

なお、本通知は地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

- 1 最近における公務員給与の改定を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の積算基礎である超過勤務手当費が次のように改定されたこと（新法第4条から第7条まで、第9条、第13条及び第17条関係）。
  - (1) 都道府県については、1, 872円37銭とされたこと。
  - (2) 市区町村については、1, 760円54銭とされたこと。
  
- 2 最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の積算基礎である労務賃及び嘱託手当が、区、市及び町村ともに1日につき6, 800円とされたこと（新法第4条から7条まで、第9条、第13条及び第17条関係）。
  
- 3 1及び2における改定並びに地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額が次のように改定されたこと。
  - (1) 投票所経費については、実態調査の結果等を踏まえ、投票事務に従事する者の人員配置及び投票事務に要する時間のうち準備撤去時間を見直したこと等により平均20.4%引き下げられたこと（新法第4条関係）。
  - (2) 期日前投票所経費については、集客施設など選挙人が利用しやすい施設に期日前投票所が設置されていることを踏まえ、期日前投票所を設置する建物で借上料を要する場合の加算規定が設けられたこと（新法第4条の2関係）。
  - (3) 開票所経費については、実態調査の結果等を踏まえ、開票事務に従事する者の人員配置及び開票事務に要する時間を見直したこと等により平均25.2%引き下げられたこと（新法第5条関係）。
  - (4) 選挙会及び選挙分会経費については、平均1.1%引き下げられたこと（新法第6条関係）。
  - (5) 選挙公報発行費については、衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙については平均5.5%引き下げられ、衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙については平均1.4%引き下げられたこと（新法第7条関係）。
  - (6) ポスター掲示場費については、1掲示場につき基本額が平均525円引き下げられたこと（新法第8条の2関係）。
  - (7) 演説会施設公営費については、労務賃の改定等により平均6.6%引き上げられたこと（新法第9条関係）。
  - (8) 事務費については、労務賃の改定等により平均1.7%引き上げられたこと

(新法第13条関係)。

- 4 改正法第4条の2第3項において、期日前投票所を設置する建物に要する借上料については、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借上料を期日前投票所経費に加算することとされたことから、都道府県の当該事務については、第一号法定受託事務とされたこと(新法第21条及び附則第3項関係)。
- 5 改正法は、公布の日から施行するものとされたこと(改正法附則第1項関係)。